

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年7月15日（令和4年（行個）諮問第5151号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行個）答申第5248号）

事件名：本人に係る「予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付請求について（進達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月1日付け厚生労働省発健0401第13号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ワクチン副反応の当事者として、根幹を成す部分が不開示である。

自己に係る情報が非開示とされているのは、憲法13条に基づく人格権における自己情報コントロール権の侵害であるため。

（2）意見書

審査請求人は、憲法13条に基づく人格権における自己情報コントロール権の侵害にあたると法的根拠を示している。

しかし、理由説明書によれば「（4）請求者の主張について、上記（3）で述べた通り」としているが、審査請求人が非開示部分を現時点で確認不能のため、審査請求人は判断不能で承服できない。

また、部分開示された会議録で、

ア <議題1>で、担当保健師聞き取り内容・代表医師聞き取り内容と、審査請求人が把握している内容に矛盾点がある。

また、「嫌だというものを無理やり行かせたわけではなく、両親も

了解された。」との記載があるが、「救急搬送を要請したが却下され、了承していない。行政側の都合が良いように無断で記載されている事に、怒り心頭である」と審査請求人が両親から回答を得ており、代表医師聞き取り内容との矛盾点がある。

イ ＜議題2＞で、担当保健師聞き取り内容・代表医師聞き取り内容と、特定病院（8/27当日担当医師から聞き取り）内容に矛盾点がある。

また、集団接種におけるワクチン待機場所での対応マニュアル＜救急搬送の要請があった場合＞に医師とあるが、接種会場代表医師の対応が、審査請求人・両親の計3名で代表医師に救急搬送要請をしたが、代表医師が審査請求人・両親計3名の救急搬送要請依頼を却下し、審査請求人・両親の計3名は納得せず了解しないまま、集団接種主催側の代表医師・保健師・看護師等複数名により、審査請求人を車いすに乗せるとともに、両親2名に指示し、自家用車で搬送させた矛盾点がある。

さらに、審査請求人は両親が運転する自家用車で搬送したが、意識がなく、記憶がない。救急搬送による救急隊員・医師・保健師・看護師同伴のもと、バイタルを取り、搬送途中も医療機関と連携を取りながら搬送する必要性を審査請求人・両親は痛感している。

その上で、「【救急車の必要性】特定病院に到着した時の状態では、必要があったのではないかと思われる」の見解から、代表医師による救急車による救急搬送の必要性に対し、誤診された点で矛盾点がある。

ウ 上記ア・イでの矛盾点が多岐に渡るにも関わらず、＜議題2＞終了直前の調査会の最終結論として「今回の新型コロナウイルスワクチン集団接種と健康被害について、関係者の聞き取りや診療記録、検査結果、投薬記録、経過などを参考に調査、審議した結果、ワクチン接種と健康被害については、否定できない」と導き出している。

非公開部分を公開される場合に、発言者氏名と発言内容の切り分け方法として、公開・非公開の判断は次の4通りが想定される。

- 【1】委員氏名非公開／発言内容非公開（会議録非開示部分）
- 【2】委員氏名公開／発言内容非公開
- 【3】委員氏名非公開／発言内容公開
- 【4】委員氏名公開／発言内容公開（今回の審査請求人が提出の意見書で相応しいと考える非開示部分）

すなわち、部分開示された会議録の非公開部分は上記【1】であるが、審査請求人は、上記ア・イの状況から、調査会の最終結論を導き出した事を確認するためには、会議録の非開示部分が、どのように意見交換が行われ、どのように最終結論に至ったのかを審査請求人が確認することが重要であるため、審査請求人は上記【4】が相応しいと考える。

また、審査請求人は、法 14 条 6 号及び 7 号柱書きに非該当、かつ、和歌山県特定市の保健衛生事故調査会における将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障の恐れはない。

何故なら、審査請求人に非開示部分が開示されたとしても、法令遵守や条例遵守の観点から、刑罰規定の有無に関わらず、各種法令や各種条例は遵守しており、部分開示される内容が全部開示されても、厚生労働大臣や総務省情報公開・個人情報保護審査会が危惧している和歌山県特定市の衛生事故調査会委員の委員選任事務に支障を来す恐れや、重大な対立利益を考慮しても、支障となることや、非開示にされる理由は一切ありません。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 1 月 31 日付けで、処分庁に対して、法 12 条 1 項の規定に基づき、別紙の 1 に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和 4 年 4 月 1 日付け厚生労働省発健 0401 第 13 号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月 9 日付け（同月 11 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

ア 本件開示請求は、「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）へ令和 3 年特定日付け特定番号「予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付請求について（進達）」に関わる審査請求者本人についての関係書類および添付書類」に関して行われたものであり、厚生労働省健康局健康課予防接種室において対象となる保有個人情報の探索を行ったところ、「予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付請求について（進達）（令和 3 年特定日付け特定番号）」を本件対象保有個人情報と特定した。

イ 本件対象保有個人情報は、審査請求人からの予防接種健康被害救済申請にあたって、疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）（以下「本件審査部会」という。）における審査のため、令和 3 年特定日付けで和歌山県から厚生労働省宛進達された文書一式に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 疾病・障害認定審査会（感染症予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）について

ア 本件審査部会は、予防接種法に基づく健康被害のうち、新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済の認定にかかる審査を行うため、同法の規定により設置された審議会である。

イ 新型コロナウイルス感染症予防接種により健康被害があったとして医療費等を請求する者は、居住する市町村に対し、医療費・医療手当請求書等を提出し、提出を受けた市町村は、予防接種健康被害調査委員会において、医学的な見地からの調査を行うとともに、関係書類を添えて、都道府県を経由の上、本件審査部会に諮問することとされている。

ウ 本件審査部会は、進達された資料を基に審議を行い、請求のあった健康被害が、新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害であるか救済の認定にかかる審査を行う。

(3) 不開示情報該当性（法14条6号及び7号柱書き該当性）について

本件審査請求において、審査請求人が開示を求める情報が記録された和歌山県特定市保健衛生事故調査会会議録は、上記（2）イで述べた予防接種健康被害調査委員会等における医学的な見地からの調査の記録であり、その不開示部分は、審査請求人が請求した医療費・医療手当に係る案件について、当該調査会委員が、医学的・専門的見地から、率直に意見を述べた内容である。これらの情報は、予防接種による健康被害判定に係る審議、検討又は協議に関する内容であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、また、当該調査会を所管する地方公共団体が行う事務に関する情報であって、開示することにより、地方公共団体の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、本件対象保有個人情報のうち上記の部分については、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、自己に係る情報が非開示とされることは日本国憲法13条に基づく人格権における自己情報コントロール権の侵害であると主張するが、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については上記（3）で述べたとおりである。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和4年7月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年8月1日 | 審議 |
| ④ 同月5日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 令和5年3月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条6号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分については、自己に係る情報が非開示とされることは日本国憲法13条に基づく人格権における自己情報コントロール権の侵害である旨主張し、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、おおむね以下のように主張する。

審査請求人が開示を求める保有個人情報が記録された和歌山県特定市保健衛生事故調査会会議録は、予防接種健康被害調査委員会等における医学的な見地からの調査の記録であり、その不開示部分は、審査請求人が請求した医療費・医療手当に係る案件について、当該調査会委員が、医学的・専門的見地から、率直に意見を述べたもので、予防接種による健康被害判定に係る審議、検討又は協議に関する内容である。このため、これを開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、法14条6号に該当する。また、当該調査会を所管する地方公共団体が行う事務に関する情報であって、これを開示することにより、地方公共団体の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条7号柱書きに該当する。

(2) 審査請求人は、おおむね以下のように主張する。

本件対象保有個人情報における不開示情報は、法14条6号及び7号柱書きに非該当であり、かつ、特定市の保健衛生事故調査会における将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障のおそれはない。

(3) 以上を踏まえ検討する。

原処分においては、本件対象保有個人情報のうち、医療費・医療手当

請求書，新型コロナウイルスワクチン接種の予診票，新型コロナウイルスワクチン接種記録書，特定病院の診療録，診療費請求書兼領収書及び受診証明書等については全てが開示されており，不開示とされた部分は，特定市保健衛生事故調査会会議録の議題 1 及び議題 2 における会長及び委員の意見の一部である。

当審査会において，当該不開示部分を確認したところ，予防接種副反応発生時の医療従事者の対応や，新型コロナウイルスワクチン接種と審査請求人との健康被害の因果関係に関して，審査請求人にも通知されることとなる医学的判断について，委員が率直にやり取りをした部分であり，これらの事項に関する各委員の具体的な意見の記載が認められる。

予防接種健康被害救済制度は，請求を受理した後，市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会（特定市においては保健衛生事故調査会）において，医学的な見地から調査を行い，その調査結果に基づき，厚生労働省が予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付の支給を決定するとされている。なお，厚生労働省における健康被害の判定に当たっては，本件審査部会の委員が，自治体より進達された資料を基に審議を行い，請求のあった健康被害が，予防接種による健康被害であるか救済の認定に係る審査を行うものである。

よって，予防接種健康被害調査委員会においては，委員が率直な意見を交換するとともに，議論の中立性が確保されることが必要である。このことに鑑みると，本件予防接種による健康被害の調査に係る予防接種健康被害調査委員会における意思決定は既に終了しているものの，当該不開示部分を開示することになれば，今後行われる調査又は審議において，給付請求者等に自分の意見が明らかになることを意識した委員が給付請求者にとって不利益な発言を控えたり，委員及び事務局が率直な発言を控えたりするなど，委員等による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ，厚生労働省が行う健康被害の判定の事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該不開示部分は，法 14 条 7 号柱書きの不開示情報に該当すると認められ，同条 6 号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法 14 条 6 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同条 6 号につ

いて判断するまでもなく，妥当であると判断した。
(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求保有個人情報

「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）へ令和３年特定日付け特定番号「予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付請求について（進達）」に関わる請求者本人についての関係書類および添付書類」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報

本人に係る「予防接種健康被害による医療費及び医療手当の給付請求について（進達）（令和３年特定日付け特定番号）」